

介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金

介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金Q&A

番号	質問内容	回答
1	同一法人から複数の事業所の申請は可能か。	東広島市内に所在する介護サービス事業所ごとに申請可能です。
2	新規指定を受けた事業所は対象となるか。	申請段階で介護保険事業所番号を取得している（＝介護保険サービス事業所等の指定を受けている）場合は、補助対象となります。
3	今年度本制度の補助金の支給を受けたが、同じ施設等で来年度も申請することが可能なのか。	申請することは可能です。ただし、1回目に補助した機器等のリース又はレンタル費用に係る経費など、恒常的な費用については2回目以降の申請は認められません。
4	補助対象となる介護ロボット・ICT機器等はどのようなものか。	申請手引きや要綱の補助対象範囲を参照してください。
5	特別養護老人ホームとショートステイ事業所を併設している場合、それぞれの事業所で申請できるのか。	事業所番号が同一の場合は、1事業所としてカウントするため、いずれかからの申請のみとなります。
6	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、補助対象となるのはリース開始から1年間かそれとも当該年度末までか。	リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、補助金申請年度の3月末までの経費を対象としています。要綱上、当該年度中の経費を補助対象としているためです。
7	消費税は補助対象経費か。	対象外です。交付申請時の補助対象経費には、税抜き金額をお願いします。
8	いつから購入・契約をしてよいのか	交付決定日から、購入や契約等をしていただいて構いません。ただし、交付決定前に契約・発注したものや年度を超えての支払いを行ったものは補助対象になりません。
9	申し込み多数の場合は、どうなりますか。	予算の範囲内で、先着順となります。そのため、年度途中で申請受付を終了する場合があります。
10	タブレット端末等のハードウェアが対象になるとのことだが、具体的にどのようなハードウェアが対象となるか。	介護業務の負担軽減に資するハードウェアが対象となります。例えば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報をタブレット端末・スマートフォン等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するも

		<p>のなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とします。</p>
1 1	<p>タブレット端末・スマートフォン等を導入した場合、台数に制限はありますか。</p>	<p>ICTの活用が見込まれる事業所職員の実人数に対して、合理的な説明ができる台数であれば認められます。例えば、週2日勤務の1名用としてタブレット2台を購入するのは合理的とは言えません。</p>
1 2	<p>タブレット端末を購入する際に、付属品（充電器、ケース、画面防護用シート等）は対象となるか。</p>	<p>本体と一体不可分のもの（それがないと本体を利用できないもの）や業務を行うにあたり必要と考えられるものであれば対象とします。</p>
1 3	<p>介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助はどのようになるか。</p>	<p>介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方は以下のとおりです。 ①使用権の期限がないもの…全額が対象 ②その他の支払い…当該年度分が対象 ※支払いが月額払い、年額払い、複数年の使用権契約のものは、当該年度分が対象です。</p>
1 4	<p>wifiの調子が悪いため、wifiルーター等の中継器のみを購入したい。補助対象になるか。</p>	<p>情報（データ）の記録作成やその情報を閲覧（職員全体で共有）する機器や音声などにより、相互の情報共有を可能とする介護ソフトやタブレット端末等を使用するのに必要な場合は、補助対象です。</p>
1 5	<p>既に所有している機器の処分費用や導入した機器等が壊れた場合の修理費用は対象になるか。</p>	<p>処分費用や修繕費用は対象外です。</p>
1 6	<p>既に介護ソフトを利用している事業者が、さらなる業務効率化のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は対象となるか。</p>	<p>業務効率化が確認できる場合は、補助対象となります。</p>
1 7	<p>補助対象経費に「セキュリティ対策に要する経費」があるが、既に一気に通貫の介護ソフトを導入済の場合で、セキュリティ対策製品の使用期限が切れたので買い替えるような場合は対象となるか。</p>	<p>対象となりません。セキュリティ対策費用については、補助要件を満たすICT導入に係る経費でなければなりません。セキュリティ対策製品の買い替えについては、介護ソフトを使用する以外にも業務でパソコンやネットワークを通常使用するにあたり必要となる経費であり、補助金の対象にはなりません。</p>